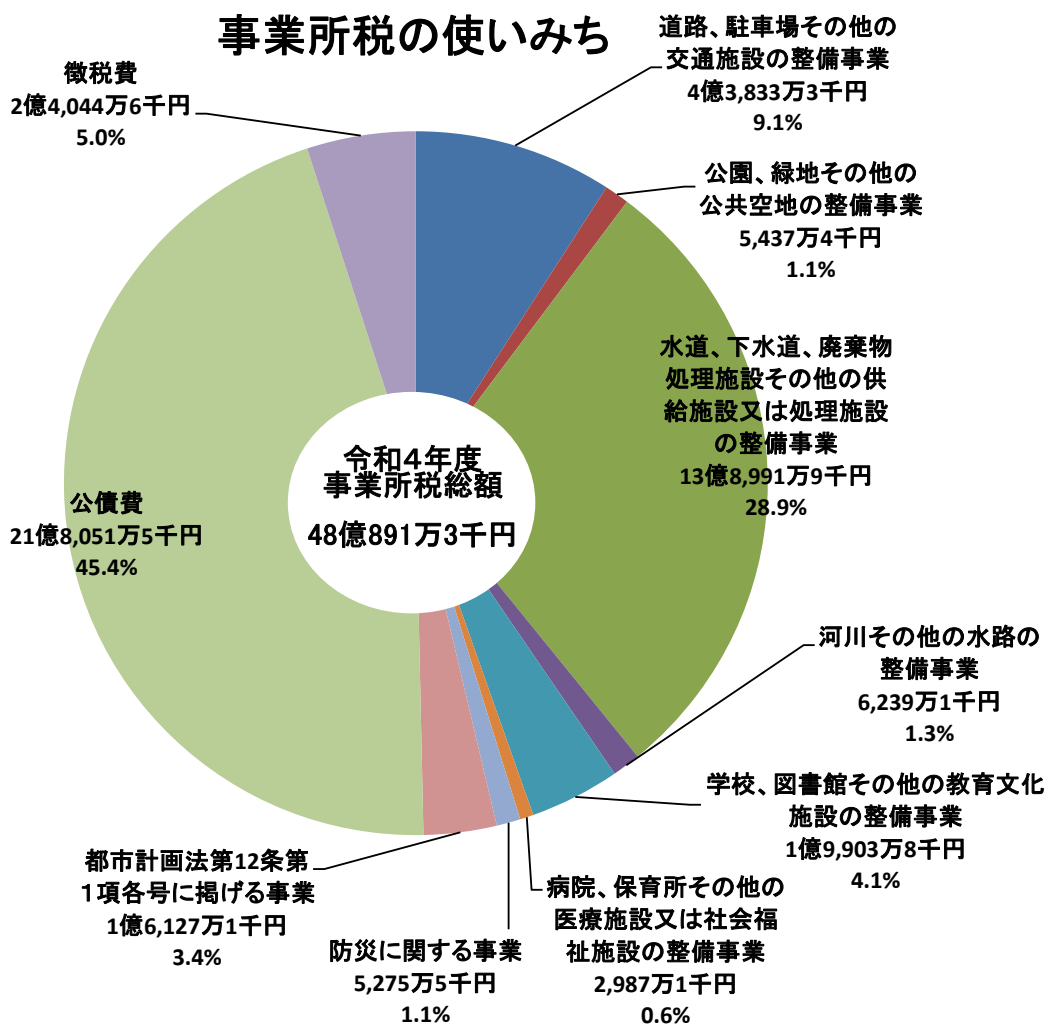


事業所税

事業所税は、都市環境の整備や都市機能の回復に必要な費用を事務所又は事業所で事業を行う個人又は法人に負担していただくための目的税です。

主に、次の事業のために使われています。

- ・道路、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ・公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ・水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ・河川その他の水路の整備事業
- ・学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ・病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ・防災に関する事業
- ・都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業 など



※詳しくは姫路市市民税課ホームページ「事業所税のご案内」を御覧ください。